

学校施設環境改善交付金の手続等 Q & A

〈総論〉

Q1 施設整備基本方針上での整備目標の優先順位はどのようになっているのか。

(答) 施設整備基本方針は、施設整備上の国としての重点事項を「目標」として示すものですが、その中でも「老朽化対策」については、最も重要な課題として位置付けております。

〈施設整備計画の作成〉

Q2 交付金対象事業がない場合も、施設整備計画を提出しなければならないのか。

(答) 交付金を受ける事業がない場合は、施設整備計画を提出していただくなくても構いません。交付金の交付を受ける事業がある年度に作成し、提出していただければ、結構です。

Q3 施設整備計画の計画期間は3年以内とあるが、1年でもよいのか。

(答) 1年の計画もあり得るものと考えています。ただし、交付金の範囲内で弾力的に執行が可能となったメリットを活かす観点からは、なるべく長期の計画が望まれます。

Q4 施設整備計画の公表は、具体的にどのような方法で行えばよいのか。また、いつ公表し、いつ提出するのか。

(答) 具体的な公表方法については、各自治体の判断となりますが、例えば、ホームページ、広報誌等を用いる方法が考えられます。

公表時期については、施設整備計画を作成、変更したときは遅滞なく行うことが法律上義務付けられています。

なお、文部科学省への提出は毎年度5月頃を予定しております。

Q5 工事規模が大きい等の理由により2 箇年度以上にわたって実施する事業の場合、どのように申請すればよいのか。

(答) 2 箇年度以上にわたって実施する事業の場合は、各年度で工事区分及び工事支出額を明確にする必要があります。

このため、初年度は当該年度に行う工事面積を申請していただくことになります。ただし、各年度の工事面積を明確にすることが困難な場合は、全体面積を各年度の工事支出額で按分し、工事面積を算出してください。後年度についても同様に申請していただくことになります。

Q6 事業額が下限額を下回っている事業は算定対象にならないが、施設整備計画に計上する必要はあるのか。

(答) 算定対象外の事業の記入については、特段設定はありませんが、交付金の算定対象において入札減等による余剰金が発生した場合には、施設整備計画に計上してあれば充当することが可能です。

Q7 施設整備計画を作成する段階で実施設計が終わっていない場合、正確な工事費が出ないが、工事費の取扱いはどのようにしたらよいのか。

(答) 各設置者において、過去の実績等を参考にしつつ、根拠に基づいた計画等を計上してください。
なお、施設整備計画提出時の状況により、以下の取扱いが考えられます。

施設整備計画提出時の状況	実工事費に記載する金額
工事請負契約済み	契約額
予定価格（設計額）は作成、未契約	予定価格（設計額）
予定価格（設計額）未作成	業者見積り（三者以上が望ましい）や過去の実績等の適正な実工事費

〈施設整備計画の変更〉

Q8 交付金は一括交付され、各事業への充当額は市町村等の裁量で弾力的な執行が可能となるが、施設整備計画の変更申請は必要となるのか。

(答) 原則として、施設整備計画に記載されている事業であり、かつ要綱等に定める交付金の対象事業であれば、一定の範囲内での流用を認めることとしており、その場合変更申請は不要です。

Q9 既に内定もしくは交付決定を受けた事業において、施設整備計画を変更しなければならないのはどのような場合か。

(答) 補助対象面積や構造の変更等があった場合には施設整備計画の変更が必要です。これらの変更を伴わず本来の補助目的の達成に影響がない場合については、施設整備計画を変更する必要はありません。なお、補助対象面積等の変更により、施設整備計画の変更を行う際の実工事費については、申請時と同じ方法で再算定した金額を記載してください。

〈交付金の算定〉

Q10 交付金はどのように配分していくのか。

(答) 整備目標やその目標達成のための事業内容、地域の実情や需要などを総合的に勘案した上、予算の範囲内で、提出された施設整備計画の中で優先順位の高い計画から順に交付金を交付します。

Q11 交付金の交付に際して、その内訳は示されるのか。

(答) 交付金の算定の対象となった学校や事業名について明示します。従って、明示された事業につきましては事業の実施が交付条件となります。

Q12 2 箇年度以上の事業について、後年度分の交付金は保障されるのか。

(答) 交付金は、単年ごとに施設整備計画の中から、整備を行うに当たって必要性の高い事業から予算の範囲内で優先的に交付することとなりますが、施設整備計画全体に対して交付する訳ではなく、あくまでも単年ごとの事業に対して交付することになります(翌年度以降の交付金を担保するものではありません。)

ただし、一度交付を受けている事業(継続事業)については、予算の範囲内で一定の配慮をしております。

〈内容変更・繰越手続〉

Q13 入札減で生じた交付金は施設整備計画の範囲内での他の交付対象事業への流用が可能だが、内容変更承認手続は不要なのか。

(答) 軽微な変更で設置者ごとの交付金の額に変更を生じない場合は、内容変更承認手続は不要です。

Q14 交付金を繰越することは可能なのか。

(答) 学校施設環境改善交付金は、繰越明許費として計上されておりますので、繰越は可能です。従前の補助金と同様に繰越手続を行った上で、翌年度に執行していただくこととなります。

〈事務手続関係〉

Q15 交付金制度ではどのような点で事務の簡素化が図られたか。

(答) 平成17年度までの補助金制度では、3部局5局課にそれぞれ認定・交付申請等の書類をご提出いたしておりましたが、事務の簡素化の観点から平成18年度における安全・安心な学校づくり交付金の創設に伴い、施設整備計画や交付申請などの書類については、文教施設企画部施設助成課に一本化して提出していただくこととなりました。

なお、各事業の個別内容に関わる問い合わせ等については、従来どおり各制度の所管課になります。

Q16 改築後、旧建物を学校以外の用途に活用する際に必要な手続きはあるか。

(答) 危険改築、不適格改築の対象となった建物について、取壊さずに活用する場合は譲渡等の手続きが必要となります(平成23年4月1日付け23施施助第5号)。その際、①学校として使わない、②安全確保することを条件としています。